

大和市告示第209号

大和市認可外保育施設運営支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年12月26日

大和市長 大 木 哲

大和市認可外保育施設運営支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市認可外保育施設運営支援事業補助金交付要綱（平成25年大和市告示第211号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ついて、」の次に「神奈川県保育緊急確保事業費補助金交付要綱（平成26年4月1日施行。以下「県要綱」という。）及び」を加える。

第2条第1号中「大和市保育の実施に関する条例（昭和62年大和市条例第10号。以下「条例」という。）第2条に規定する場合に該当する者」を「保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条各号に掲げる事由に該当することより家庭において必要な保育を受けることが困難である児童」に改め、同条第6号中「神奈川県安心こども交付金事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日施行。以下「県要綱」という。）別添10認可外保育施設運営支援事業実施要領」を「県要綱別添9認可化計画施設運営費補助事業実施要領」に改める。

第3条中「県要綱別表2補助基準額表、認可外保育施設運営支援事業（A型）」を「県要綱別表待機児童解消加速化プラン関係事業、認可化計画保育施設運営費補助事業の項に掲げる運営費支援のA型」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大和市認可外保育施設運営支援事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定（改正後の第2条第1号の規定を除く。）は、平成26年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の大和市認可外保育施設運営支援事業補助金交付要綱の規定によりされている申請、報告その他の行為は、新要綱の相当規定によりなされたものとみなす。